

平成19年度税制改正に関する要望

平成18年10月

中国経済連合会

はじめに

わが国経済は、全国的には回復軌道に乗ったといえるものの、地方においては依然として景気回復を願う声が多い。先行きについても原油価格の高騰や米国等の海外経済動向、ゼロ金利解除後の金利動向によっては、個人消費や企業の設備投資等に悪影響を及ぼすことが懸念される。

少子高齢化、経済のグローバル化が進展する中、わが国が持続的かつ安定した成長を遂げていくには、「科学技術創造立国」構想を強力に推し進め、高付加価値を生み出すなど国際競争力を強化することが必要である。そのための企業活力の向上には、企業行動に直接影響を及ぼす税制面での支援が欠かせない。

また、国と地方の役割を明確にした上で地方分権体制を構築し、地域と自治体が協力して地域を活性化させていくことも重要である。そうした各地域での努力が、わが国経済を底上げしていくことにつながるであろう。将来の道州制の導入をも視野に入れ、地方の自主と自立の観点に立った、国と地方の税財政改革を早急に実施するべきである。

以上のような視点から、中国経済連合会では、総合政策委員会（委員長：橋本 宗利（株）広島ホームテレビ代表取締役社長）において、平成19年度税制改正についての審議・取りまとめを行い、以下のとおり要望を行うものである。

平成19年度税制改正に関する要望

1. 法人税制について

(1) 法人実効税率の引き下げ

わが国の実効税率は近年の引き下げにより、米国など一部の先進国と同水準となったものの、台頭するアジアの新興諸国、EU諸国に比べれば依然高水準にある。

人口減少社会、企業活動のグローバル化の中で、わが国の国際競争力の低下が懸念されており、持続的な経済の成長発展を実現させるためにも、法人実効税率の引き下げを図るべきである。

(2) 減価償却制度の見直し

減価償却制度は、企業の発展に欠かせない設備投資行動に大きな影響を与えている。加えて、経済のグローバル化が進展する中、国際競争力の強化のためにも、国際的なイコール・フットイングが求められている。先進国に例のない償却可能限度額を早急に撤廃し、100%の減価償却を認めるべきである。

また、投下費用の早期回収の観点から、法定耐用年数の短縮や、一般的な制度としての加速度償却制度の導入を図ることが必要である。併せて、事務作業を軽減させるため、耐用年数区分の大括り化を進めるべきである。

(3) 外国税額控除制度の見直し

企業活動のグローバル化が進展しており，国際的な二重課税の排除の観点から国際課税制度の整備が重要である。外国税額控除限度額を拡大するとともに，控除限度超過額および控除余裕額の繰越期間を延長するべきである。

(4) 欠損金の繰戻還付制度の復活

法人税法上は，企業育成の観点から一定の要件のもと，事業年度間での損益通算による税の軽減を認めている。欠損金の繰戻還付制度は，バブル経済の崩壊による税収不足を補う目的で，平成4年度から適用停止となっているが，この停止を解除し，さらに繰戻還付期間を1年から2年に延長するべきである。

(5) 償却資産に対する固定資産税の廃止

事業用の償却資産に対する固定資産税は，国際的にも非常に稀な制度であり，また，課税が製造業など特定の業界に偏り，公平性が保てないことから廃止するべきである。

(6) 研究開発促進税制の拡充

わが国の持続的な経済発展には，イノベーションに資する研究開発投資を促進し，企業の国際競争力を高めることが不可欠である。研究開発促進税制においては，税額控除割合や税額控除限度額の拡充を図るべきである。

2．所得税等について

(1) 上場株式等の配当・譲渡益に係る軽減措置の延長

近年，証券市場の活性化等の観点から，証券税制の改正が行われ，様々な措置が講じられてきた。とりわけ平成15年度税制改正においては，「貯蓄から投資へ」の改革に資するため，上場株式等の配当・譲渡益などについて，5年間の時限措置ながら10%の軽減税率が適用された。

その後，個人投資家の売買高が増加するなど株式市場は活力を取り戻したものの，依然としてわが国の個人金融資産に占める株式・投資信託の保有割合は，欧米諸国に比べ大きく下回っている。当面，軽減措置の適用期限を延長するべきである。

(2) 金融所得課税の一元化・納税者番号制度の導入

個人金融資産から事業会社に対しリスクマネーの供給を拡大させ「貯蓄から投資へ」といった流れを加速させるためにも，株式，投資信託，預貯金，商品ファンドなどの損益を通算する金融所得課税の一元化を認めるべきである。

また，課税の一元化によって損益通算の範囲を広げることは，所得をより正確に把握することが求められる。さらに税制改正においては，納税者間，特に納税者のうち大部分を占める給与所得者に対する公平性の確保が重要であり，加えて行政コスト低減といった観点から，納税者番号制度の導入を検討するべきである。

(3) エンジェル税制の延長・拡充

経済活力の強化には、新事業・新産業の創出が欠かせず、ベンチャー企業の果たす役割は大きい。エンジェル税制においては、特定中小会社の株式の譲渡益に対する課税の特例の適用期限を延長し、ベンチャー企業の要件緩和や、繰越控除の期間を延長するなど、新規事業を起こしやすい環境に整備し、創業を促進することが重要である。

(4) 子育て支援への対応

少子化問題は、わが国の将来を左右する大変重要な問題であり、少子化対策に早急かつ集中的に取り組む必要がある。子育て家庭へは、所得税、住民税等の控除など経済的な支援を、また子育て支援活動に積極的な企業には、法人税等の控除など、税制上の特例措置を創設するべきである。

(5) 高齢者雇用促進への対応

急速な少子高齢化や団塊世代の大量退職により、労働力不足が深刻な問題となっている。平成18年度から、65歳までの段階的な定年の引き上げ、継続雇用制度の導入等が義務付けられたが、意欲と能力がある労働者の継続雇用は未だ低水準に留まっている。税制上の緊急措置を講じるなど、少なくとも年金支給開始年齢までは働き続けることができる環境の整備が必要である。

3．環境税について

産業界は地球温暖化防止に向け、CO₂ の排出削減に加え、優れた省エネ製品の開発や国民運動に対する協力など、懸命に努力を続けている。そうした中での環境税の導入は、産業界の自主的な取り組みを阻害するばかりでなく、国際競争力を著しく低下させ、ひいては同様の税負担がない周辺諸国への生産の移転を促すこととなり、地球規模で見れば、かえって CO₂ 排出量の増加が懸念されるため、導入するべきではない。

4．地方財政について

疲弊しているといわれる地方に活力を取り戻すには、地方分権体制を構築していくことが必要である。また、国と地方を合わせた財政は危機的な状況にあり、行財政改革は喫緊の課題である。三位一体の改革については、4兆円の国庫補助負担金の削減と、3兆円の税源移譲が平成18年度に完了するが、地方の裁量という点ではなお不十分であり、さらなる改革が求められる。

国と地方の税財政改革を進めるにあたっては、特に以下の3点について、十分な検討が必要である。

(1) 国と地方を通じた歳出削減の徹底

人件費など諸経費の削減や行政サービスの民間への開放等を促進することで、一層の歳出削減に努めるべきである。

(2) 地方の役割に見合った税源の移譲

国と地方の役割分担を明確にし、自主性の観点から、地方の役割に見合った自主財源である地方税を大幅に拡充する税財政改革が求められる。国庫補助負担金を廃止し、大胆な税源移譲を行うことによって、現在国税を下回っている地方税のウェイトを逆転させるべきである。

(3) 自治体間の財政力格差に対する新たな調整システムの確立

地方への税源移譲が行われたとしても、各地方間の大きな財政力格差を考慮すると、水平的財政調整の仕組みが不可欠である。現在取り組まれている地方交付税の改革にあたっては、地域間の財政力格差に配慮するべきである。

5 . 道路特定財源について

道路は最も基本的な社会基盤であり、道路網の整備は物流や移動の効率化を高め、地域経済の発展、生活環境の向上はもとより、緊急・災害時への対応等に大きく貢献するものである。地方道路網の整備は進展しているものの、特に高規格幹線道路の早期の整

備に対する地域住民の要望は切実である。

しかし、財政再建の一環として公共工事費が抑制された結果、道路整備の財源である道路特定財源について、税率の見直しや一般財源化が議論されているが、議論にあたっては道路整備の重要性を深く認識し、今後の整備に支障を来たすことのないよう十分配慮すべきである。

以上

平成18年10月

中国経済連合会

会長

総合政策委員会委員長

福田 督

橋本 宗利